

朝鮮後期知識人と新井白石像の形成

——使行録を中心に

鄭 英 實

Intellectuals of the Late Choson period and
the Formation of Arai Hakuseki's Image

— the Envoys' Travel Accounts to the Japan

JEONG Youngsil

Arai Hakuseki (1657-1725) was an Edo-period Confucian scholar. He was involved with politics as a Confucian scholar during the time of Tokugawa Ienobu, and known for having effected various political reformations. In particular, he sought to establish equal diplomatic relations with Korea and revised the reception of the Korean emissaries. It is necessary to realize that this decision was not made with sufficient negotiation between the two countries, but rather something Hakuseki forcibly established on his own. Naturally, the records of the Korean emissaries contain entries in which Hakuseki is harshly criticized, which in turn reflect the historical background of the Korean intelligentsia's attitude towards Japan at this time. This research explores the Korean awareness of Hakuseki, its formation, and if it changed over time primarily through Korean documents.

キーワード：朝鮮通信使、1711年辛卯・正徳通信使、使行録、新井白石、国諱論争

はじめに

朝鮮外交の改変を主導した新井白石（1657-1725）は江戸中期の学者であり、日本史上では珍しく儒者として政権運営に関わった人物である。白石は甲府城主徳川綱豊の家臣であったが、綱豊が5代将軍綱吉の養子に定められるとこれに従って江戸に入城、5年後の宝永6年（1709）、綱豊は名を家宣と改め、六代将軍の座に就いた。これ以後、白石が幕政で大きな位置を占めるようになるのである。

白石は、家宣の全面的な支持を受けて「正徳の治」と呼ばれる改革政治を行った¹⁾。彼は現在、豊かな

1) 宮嶋道生『徳川家宣』（秋田書店、1998年）、195頁参考。

儒学知識をもとづいて様々な改革を行った人物として高く評価されている²⁾。一方、韓国における白石研究は、主に通信使聘礼改変をめぐる諸議論が扱われている。それによれば、白石の主張は朝鮮との同等な外交関係を求めるという面では評価されるべきものとしても、その改変の過程は朝日両国の協議を経ずに、白石の一方的な強要により行われたと指摘されている³⁾。

近年では、当時の朝鮮の知識人が白石をどうとらえていたかを考察する研究も出されている。そのうち李豪潤氏は「新井白石と雨森芳洲——朝鮮からの視線」(『石堂論叢』45輯、139～173頁)において、当時の朝鮮人による評価は、今日の学界とは違って白石が高く評価され、芳洲はさほど評価されていなかったとし、その根拠として通信使の使行録を取り上げている。しかし、そこで用いられた資料は1711年の辛卯・正徳通信使副使任守幹による『東槎日記』、1719年の己亥・亨保通信使製述官申維翰による『海游録』、1748年の戊辰・寛延通信使従事官曹命采による『奉使日本時間見録』の3件の、ごく一部にとどまっている。そのため、朝鮮知識人による白石評価にはなお多くの課題が残っていると考えられる。

そこで本稿では、1711年の辛卯・正徳通信使が往来した際の時代背景などを踏まえ、『海行総載』をはじめとする通信使の使行録及びそれ以外の知識人の記録など、もっぱら朝鮮側が書き残した新井白石関係資料を取り上げ、当時の朝鮮の人々が認識した白石像の形成、変化の推移を考察したい。

一 1711年辛卯・正徳通信使の来日

1709(宝永6)年2月、幕府の五代将軍、綱吉の訃報が対馬を通じて礼曹に届いた。続いて4月、幕府は対馬に通信使の招聘を命じ、1710年4月、対馬は朝鮮王朝に対し、通信使が1711年5月に出発し7、8月には江戸へ入城できるよう要請している。ここに1711年5月15日、朝鮮王朝は幕府の六代将軍徳川家宣の襲職を祝うため、趙泰億を正使、任守幹を副使、李邦彦を従事官とした辛卯通信使を派遣する。

当時の通信使のもようは正使趙泰億の『東槎録』、副使任守幹の『東槎日記』、正使所属の押物通事金顯門の『東槎録』、合計3種の使行録から確認することができる⁴⁾。

朝鮮通信使の主な目的は将軍の襲職を祝うことであるが、辛卯・正徳の際は、日本側の諸聘礼改変要請が国家の自尊心にかかわる問題と見なされ、使行が終わるまで様々な雑音が絶えなかった。前例を重視する朝鮮側としては、日本の要請は容易に受容しがたい懸案と認識されたばかりか、外交主導権を日本側に奪われたと判断されたようである。

2) 宮嶋道生『新井白石』(吉川弘文館、1989年)、ケイト.W.ナカイ『新井白石の政治戦略』(東京大学出版会、2001年)。

3) 정웅수「新井白石の朝鮮通信使儀礼改定について」(『日本文化學報』第24集、2005年)、鄭章植「1711年通信使と朝鮮の對應」(『日語日文學研究』第40集、2002年)、李成厚「辛卯通信使研究」(『金烏工科大学校論文集』第16集、1995年)、林性哲「朝鮮通信使往還における日本側の接待問題」(『釜山外国語大学論文集』第3集、1985年)。

4) テキストとしては次のものを用いた。

趙泰億『東槎録』:『大系朝鮮通信使』第四卷(明石書店、1993年)所収本。

任守幹『東槎日記』:同上

金顯門『東槎録』:김양수『조선후기 외교의 주인공들(朝鮮後期外交の主人公たち)』(白山資料院、2008年)所収本。

日本側が要求した聘礼改変要請は大きく四つの項目に分けられる。一つ目は若君（家宣の子）に対する礼式の簡略化である。通信使を要請するまで聘礼改変に対して何の通告もなかった対馬は、通信使が漢城を出発する直前、「若君には礼単（贈り物）を贈らないこと、若君に拝礼をしないこと、また礼曹は執政・執事・近侍・京尹に書契と礼単を贈らないこと」という聘礼改変案を東萊府に通報してきた⁵⁾。日本側の急な聘礼改変要請は朝廷に激しい議論を呼び起こしたが、日本に着いた後で摩擦が起こるのを気づかい、結局、日本側の要求どおり処理している⁶⁾。

二つ目は、将軍の国王号回復である。『通文館志』の「国書式」には、この国王号問題に関して次のような記録が見える。

初稱日本國王。崇禎丙子倭使平智友來請改稱大君。康熙己丑關白源家宣獻地於倭皇爲湯沐邑。倭皇悅之命復其王號。辛卯信使陞辭後倭使雨森東來請依舊例稱王。朝廷許之。己亥又因島主之言復稱大君⁷⁾。

（初めは「日本国王」と称したが、崇禎の丙子年（1636）に倭使である平智友が来て、「大君」と改称することを要請した。康熙の己丑年（1709）に関白である源家宣〔徳川家宣〕が倭皇〔天皇〕に領地を献上し湯沐邑⁸⁾としたところ、倭皇がこれを喜んで「王」号をまた使うように命じた。辛卯年（1711）に通信使が王に離京のあいさつを告げた後、倭使である雨森東（芳洲）が来て、旧例に倣い「王」と称することを懇請したので、わが朝廷がこれを許可した。また、己亥年（1719）に対馬島主の言によって、再び「大君」と称するようになった。）

この記録は、日本国王号の変遷過程を略述している。ここにもあるように、すでに1636年以前に将軍を「王」と称した前例があるため、この時の通信使が出発する直前、国王号に関しても日本側の要請をそのまま受け入れることになった。

三つ目は、宴会での諸礼式簡素化である。辛卯・正徳通信使派遣の際、新井白石は、これを将軍の権威を高める絶好の機会と考え、両国の最も敏感な部分を改定することにより国内外に徳川政権の権威を

5) 『肅宗実録』「三十七年二月二十日」条に「先是。萊館裁判倭言于譯官曰。江戸執政執事近侍京尹等處。禮曹所贈禮物。令一併除弊。譯官問其由。則以爲。禮曹禮物。乃參判所贈。抗禮非便云。且曰。關白之儲君。時無定封。貴國別幅。與三使臣拜禮贈物。亦令一併除去矣。本府舉其說以聞。禮曹覆奏以爲。誘以抗禮不便。顯有輕侮之意。不可不令首譯責論。而乙未信使時。無儲君處禮物者。以關白死而儲君繼立故也。今則有子。而稱以時未定封。減除禮物者。未知其由。亦不可全廢。令廟堂稟處。從之」とあるのを参照。

6) 任守幹『東槎日記』「辛卯五月十五日/癸卯」の条に「初倭人請除其若君以下禮單。朝議以爲此是兩國交際間禮節。則不可因一差倭之言。遽爾除去。令萊府書問對馬太守。答言東武之令如此。非渠所知云。廟議迄未歸一。或言不可一徇其言。使操縱在彼。正使及臣具言禮單雖賫去。而彼若拒而不受。則非但納侮。倭人或稱禮曹參判通書彼之執政爲恥云。彼若堅持此說。終然退却。則勢將難處。不如減除之爲得宜。且當初書幣。出於一時之權宜。今雖除之。無損國體。不必強而與之。從事官稍有異議。而上從臣等之言。詢于大臣。竟除禮單」とある。

7) 『通文館志』「国書式」。

8) 湯沐邑は沐浴の費用に供える特定の采地。周代、天子より特に諸侯に賜わり、其の邑の収入を以て湯沐の資とし、齋戒自潔の用に備えた。後世、天子・皇后・公主にも此の制がある（『大漢和辞典』、大修館書店、1957年）。

誇示しようとした。朝鮮側に対する接待の簡素化や将軍の国王号回復など、強力な通信使諸規定改変を主導したのもそのためであった。こうして白石は宴会での接待を簡素化して国家財政を節約する一方、両国の対等な関係の構築を求めたのである⁹⁾。

対馬島主から宴席での儀礼改定を要求する書信を受けとった朝鮮側は、前例を無視する要求には対応できないとの返事をする。しかし、対馬島主からの要請はその後も続き、結局、朝鮮側は対馬の要請を受容することになった。

四つ目は、国書での犯諱問題である。江戸での国書伝命式も無事に終わり、11月11日、幕府の回答書をもらった朝鮮側は、回答書に中宗（1488-1544、朝鮮王朝第11代の王）の諱である「澤」の字が使われているばかりか、書封外式も前例と違うことに気がついた。さっそく対馬島主に国書の改書を要求したが¹⁰⁾、回ってきた答えは、朝鮮側の国書にも家光の「光」の字があるため書き改めることはできないというものだった。三使臣はすぐ日本側の主張に反論を申し立てるなど、速やかな解決を求めたが、朝鮮側の国書を先に改書しない限り日本側の改書もしないという幕府の堅い政策に変わりはない¹¹⁾。使臣団は帰国を保留しながら最後まで幕府と交渉を行ったが、日本に滞在している通信使には不利な状況であった。結局、正使趙泰億は日本側に国書の返却を要求する一方、朝廷にこれまでの事情を報告するとともに、改書した国書を要請する上啓を出す。翌年（1712年）1月24日、朝鮮王朝は国書を改書して対馬へ送り、2月12日、書き改められた両国の国書がやっと交換される。しかし、帰国後、三使臣は幕府の要求に適切に対応できなかったという理由で、官職剥奪のうえ都城外に追放される¹²⁾。

幕府が伝えた聘礼の改変案は確かに前例を破る措置ではあったが、対等な外交を行うための改変と見れば、朝鮮を一方的に無視する措置というわけではない。しかし、交渉による協議の過程を無視したまま、既存の協定事項に対して一方的な改変要請を行っていることが両国の間に危機を呼び起こす原因になった。

以上、辛卯・正徳通信使派遣の目的や、当時両国間に激しい議論を呼び起こした四つの争点について述べた。この時の日本に対する朝鮮側の不信感は朝鮮を出発する前、日本側の急な聘礼改変要請によりすでに醸成されていたと思われる。

二 新井白石に関する朝鮮知識人の記録——1711年辛卯・正徳通信使

さて、朝鮮側に残っている白石に関する記録は、合計14種の文献から42件の記事を見出すことができる。作者の日本経験の有無により、日本に対する認識の違いが予想できるため、まず著者の日本経験の

9) 정웅수 「新井白石의 朝鮮通信使 儀禮改定 について」(『日本文化學報』第24集、2005年)

10) 任守幹『東槎日記』「国書請改始末辛卯十一月/十一日」の条に「受回答國書于關白殿内。午後歸館所拆見。則書辭別無可改處。感字下犯中廟御諱。書封外式。亦違前例。通于島主。使之改送」とある。

11) 任守幹『東槎日記』「国書請改始末辛卯十一月/十七日」の条に「是夜島主長老到館所。先送諸奉行來言曰。今日島主見執政力圖。而國王以爲書式體重。不須更論。朝鮮國書。先犯我國諱。復書決不可改。使臣但須賚去。自朝鮮先爲改送。然後可以改之云。蓋源家二字。有同氏族偏諱之說。非所可論。且定行期於再明。不可不發行矣」とある。

12) 以上、注2) 所掲鄭章植論文、218~219頁。

有無による分類が必要と思われる。白石の場合はほとんどの記事が通信使の使行録に集中しているため¹³⁾、時期による白石像の変化の推移を追うことができるであろう。さらに、白石に直接会って書かれた記録と、間接的に得た情報にもとづく記録は、その正確さにおいて違いが予想されるため、これも区別して考える必要があると思われる。

以下、本章では1711年辛卯・正徳通信使の来日の背景及び経緯を考慮しながら、著者の日本経験の有無によって、また来日した通信使のうちでも白石に直接会った経験の有無による分類を行い、朝鮮側の記録に見られる新井白石像とその変化の推移について検討したい。

まずは1711年、白石に直接会った辛卯・正徳通信使の記録から考察する。辛卯・正徳通信使の使行録¹⁴⁾は、現在、正使趙泰億の『東槎録』、副使任守幹の『東槎日記』、正使所属の押物通事金顛門の『東槎録』の3種が確認されており¹⁵⁾、合計22件の記事に白石の名が見える。ここでは優れた文人として白石の詩才を述べる一方、諸聘礼改変を主導した人物として白石が注目されている¹⁶⁾。

著者	生没年	著作名	記事件数	備考
趙泰億	1675-1728	『東槎録』	3	1711年辛卯通信使、正使
		『謙齋集』	1	
任守幹	1665-1721	『東槎日記』	13	1711年辛卯通信使、副使
		『遯窩遺稿』	1	
金顛門	1675-1738	『東槎録』	6	1711年辛卯通信使、 正使所属の押物通事

辛卯通信使の最高責任者として派遣された趙泰億は、普通の使行録が日記のように日ごとに記録を残していることと比べて、毎日作った漢詩だけをただ順番どおり書き残している。『東槎録』に見られる漢詩は、日本の文人たちと詩文唱和を行ったとき作られたものが多いため、交流の相手を尊敬しながら、正使として日本のすぐれた文化人に友誼を表明している傾向があり、白石に対しても、白石の詩に接してその詩才を称賛する作品を感動を込めて作っている¹⁷⁾。

13) 拙稿「朝鮮後期知識人から見た雨森芳洲」（『千里山文学論集』、関西大学大学院文学研究科、第83号、2010年）参照。朝鮮側に見られる雨森芳洲に関する記録は、芳洲が真文役（朝鮮では記室と称する）として朝鮮通信使の日本往来に関わり始めた1711年から19世紀初頭にかけて、使行録をはじめ一般外交資料集、類書、歴史書など、27種の文献から109件の記事が存在する。

14) 拙稿「辛卯・正徳の朝鮮通信使使行録とその性格」（『千里山文学論集』第84号、関西大学大学院文学研究科、2010年）、231～247頁。

15) 金顛門は白石に関して6件の記事を残しているが、白石がいつ通信使を訪ねたといった単純な事実関係しか記していないため、今回は検討を省略する。

16) 松田甲氏は「新井白石の詩と朝鮮信使」（『日鮮史話』第二編、朝鮮総督府、1927年）において白石の詩才を絶賛する通信使の記録を整理している。

17) 『東槎録』に「白石來訪至再。又以詩稿印本見惠。仍索余沿途所作。略寫十數首。歸之。兼寄一律。」晁卿去後得斯人。光價東南擅席珍。乍接紫芝如夙昔。高吟白雪覺清新。疎才豈有瓊瑤報。交誼要憑縞紵親。海外奇聞歸可託。武城文教近彬彬」とある。

任守幹は辛卯・正徳通信使の副使であり、漢城を出発した5月12日から釜山に戻ってくる翌年2月25日まで、計276日のうち193日の旅程を『東槎日記』に書き記している。

『東槎日記』には合計13件の記事に白石が登場し、朝鮮文人が書き残したすべての新井白石関係資料42件のうち、約2.5割を占めている。その最初の記録は10月17日のものである¹⁸⁾。夜、浜崎に着いた使臣団は、初めて白石に面会した。この際、白石は前日三使臣がみずからの詩集『白石詩草』に序文を書いてくれたことに謝意を表している¹⁹⁾。三使臣は新井白石に会う前、すでに彼の漢詩に接し、序文まで書いていたのである²⁰⁾。この序文が書かれた経緯は任守幹の『東槎日記』「江関筆談序」に詳しく見ることができる。

曩余之往也。對州人雨森東。中途進詩卷。請吾輩而序之。問之則筑後守源璵之作也。詩頗清高可觀。三使各爲文而贈之。及抵東武一舍地。源璵迎見致款曲。留館中也。數來就之。相與筆談。道兩國交驩之意。間以諧笑。一日凡數十百紙。雖矢筆而書之。往往有可傳者。歸到下關。阻風淹滯。懷思無聊。出裝中故紙。編而次之。名曰江関筆譚。²¹⁾

(私が日本に行った時、対馬の人雨森東〔芳洲〕が途中で詩卷を持ってきて、私たちに序文を作ってほしいと頼んだ。尋ねると、筑後守の源璵〔新井白石〕の作であった。詩がとても清高で見るべきものがあつたため、三使臣はそれぞれ文を作つて彼に贈つた。東武の30里近くに至ると源璵が出迎えに来て丁寧に対応するのみならず、館所に留まる間に何回も来て私と筆談を行った。両国の交歡の意について述べ、冗談を交えることもあつた。一日およそ数十百枚、思いついたままに書いたが、他に伝えるべきものも数多くあつた。帰路、下関に至つて風波に阻まれてしばらく滞留する間、あまりの無聊に苦しんで、旅装から古紙をとり出し、編集して順番を正し「江関筆談」と名づけた。)

白石の詩文集を通信使に渡したのは同門の雨森芳洲であつた。白石を先輩としてその才能を尊敬していた芳洲は、白石の詩文を朝鮮の文人に見せることで日本人の詩文の水準を認めてほしかつたものと思われる。三使臣も白石の詩文を高く評価し、序文を作るばかりか、朝鮮にも持ち帰り、白石の著作が朝鮮にも知られるきっかけを与えた²²⁾。

18) 任守幹は白石と初めて出会つたのを10月17日と記録しているが、金顯門の記録では確認できない。逆に、金顯門は、通信使が江戸に入城して3日目の10月20日に初めて白石が登場し三使臣に会つたと記録されているが、任守幹の記録にそのことは見られない。

19) 『東槎日記』「日記補從使所録刪節/十七日」に「陰。晚發過神奈川。夕抵河崎。地屬武藏州。蜂須賀飛驒守隆長支持呈檜重。新井筑後守源璵自江戸來見。以前日詩集序製送事。略致謝意。是日行六十里」とある。

20) 三使臣の『白石詩草』序文(製述官李磻・正使趙泰億)、跋文(副使任守幹・從事官李邦彦)は正徳二年刊本の巻頭に掲載されている。同書は富士川英郎他編『詩集 日本漢詩』(汲古書院、1985年)第一巻に影印が収められる。

21) 任守幹『東槎日記』「江関筆談序」。

22) 申維翰『海游録』「肅廟四十四年戊戌正月□□日」の条に「乞序於昆侖學士。公時以病閣筆研。出架上白石詩草一卷示余曰。此乃辛卯使臣所得來日東源璵之作也。語多卑弱。差有聲響。君今與此人相對。可以編師敵之。然余意日東地廣。聞其山水爽麗。必有才高而眼廣者。不與使館酬唱之席。而得君文字雖黃之。有如葵丘盟。不無一二心背者。則是可畏已。君勿謂培婁無松柏而忽之。即千篇萬什。驟如風雨。可使鉅鹿諸侯惴恐。不可使一孟獲心服。余敬謝曰甚

この記事によると、白石は使臣たちと和気藹藹とした雰囲気の中で筆談を行っており、他の日にも、白石は様々な文人たちと、あるいは一人で通信使の滞在先を訪ねている²³⁾。任守幹は、そうした日々を回想しながら書物に編んでおり、詩文の唱和を通じた親交ぶりをうかがうことができる。

しかし、こうした記事の背後には実は「国諱問題」という深刻な亀裂が横たわっていた。日本の回答書から中宗の諱の文字「澤」が見出されて両国が激しい交渉に入ってから記録には、白石に対する否定的見解がはっきりと見えている。このことに関して任守幹は、

奉行及雨森東來言國書改送事。諸議皆以爲難。源璵亦以爲朝鮮國書中光字。亦犯我國先王之諱。外面封式。亦是國俗通行之例。似難變改云。即作書邀源璵。璵托病不來²⁴⁾。

（奉行と雨森東〔芳洲〕が国書を書き改めて送ることにに関して伝えてきたが、皆の意見は難しいということだった。源璵〔白石〕によれば“朝鮮の国書が「光」の字を使っているのも我が国の先王の諱を犯している。封筒の表書きも我が国のしきたりだから変更は難しい”とのことである。すぐに源璵に手紙を送って面会を求めたが、源璵は病気を口実にして来なかった。）

と記録している。白石の病気もただの言い訳に過ぎないというのである。白石に会って直接交渉しようとした朝鮮使臣たちは、11月17日、国書の改作が決定した後、白石に関して次のように記録している。

似聞源璵以關白潛邸之舊。出入臥内。所言皆從。與執政大不相能。執政相模守。則以吾輩之言。頗以爲然。請改避諱一款。關白面許。聽璵言輒變。致令事機如此。蓋源璵者能解文字。故今番新定節目。皆璵所講定。而相模守甚惡之。至欲刃殺云。以日昨書邀而托病不來者觀之。其情狀可見矣。²⁵⁾

（聞いた話によると、源璵〔白石〕は関白〔將軍家宣〕の潜邸時代からの旧臣であり、寝室にまで出入している。関白は白石の言うことにすべて従うため、執政〔老中の土屋政直〕とは仲が良くない。執政相模守は我らの主張に同意して諱を避けるべく要請を行い、関白から直接許可を得た。ところが関白は源璵の話を書くやただちに許可をひるがえしたため、事態がこのようになってしまった。思うに源璵という人物は文章に巧みなため、今回、新たに儀式の次第を定めるのにもすべて源璵が考えて決めてしまった。相模守は白石を非常に憎んで刀で殺そうとしているとのことである。昨日手紙を送って会おうとしたが病気を口実にして来ないのを見てもその実情がわかる。）

ここでは將軍家宣が白石の言いなりになっていること、老中土屋政直は朝鮮側に好意的であること、

愧。無以奉斯言」とある。

23) 『東槎日記』に次のような記事が見える。

・「日記補從使所録刪節/二十六日」：雨。源璵來呈野風香一小合。請以八分寫天爵堂藏修遊息居八字。欲爲懸板云。許之。出外廳。求見軍官所佩劍及弓矢。以天字弓六兩箭示之。不能開弦。見軍官輩引彎。大加驚歎云。

・「日記補從使所録刪節/二十八日」：陰夜雨。源璵來候。高玄岱等八人亦來。

24) 『東槎日記』「国書請改始末 十一月/十三日」。

25) 『東槎日記』「國書請改始末/十七日」。

その土屋政直が白石を憎み、これを殺そうとしていることなどが語られている。これは伝聞であるから必ずしも事実とは限らないが、少なくとも任守幹が白石の行為を独断的なものと考え、それによって両国間に重大な外交問題が起こったとことが語られている。

以上は白石に関する任守幹の記録である。任守幹はそもそも白石に対してストレートな評価はしていないものの、白石についてのイメージは、優れた文人という好感とともに、朝鮮との外交交渉の背後でこれを操作する者という反感が共存していると思われる。

三 新井白石に関する朝鮮知識人の記録——1719年己亥・享保通信使以後

次に、新井白石と会ったことのない通信使の記録を中心に考察してみよう。

資料は今のところ1719年己亥・享保通信使の記録から4件、1748年戊辰・寛延通信使の記録から2件、最後に1763年癸未・宝暦通信使の記録から12件、合計18件が確認される。文献数に比べて記事の件数は多いとはいえないが、白石は1716年、第八代将軍徳川吉宗の就任に伴って失脚しているから、公的な政治活動を退いた後にも通信使の記録に持続的に登場していることになる。前章で見た1711年辛卯・正徳通信使によって形成された白石のイメージが、以後、朝鮮の知識人の間にどのような形で継承され、また変化したのかをたどってみたい。

1. 1719年己亥・享保通信使の記録

1719年4月1日、辛卯・正徳通信使のわずか8年後、八代将軍徳川吉宗の将軍襲職を祝賀するため、己亥・享保通信使が日本にやってきた。この時の通信使が残した使行録のうち現在まで伝わっているのは、正使洪致中の『海槎日録』、製述官申維翰の『海游録』、副使所属の子弟軍官鄭後僑の『扶桑紀行』、従事軍官・備局郎序金滄の『扶桑録』で、合計4種になる²⁶⁾。このうち白石に関する記録は、鄭後僑の『扶桑紀行』を除く3種の使行録に見出すことができる²⁷⁾。白石が通信使往来に直接関わった前回に比べて、その記事の数がかなり減っていることになる。

著者	生没年	著作名	記事件数	備考
洪致中	1667-1732	『海槎日録』	1	正使
申維翰	1681- ?	『海游録』	2	製述官
金滄	1691- ?	『扶桑録』	1	従事軍官・備局郎序

26) テキストとしては次のものを用いた。

洪致中『海槎日録』：『大系朝鮮通信使』第五卷（明石書店、1995年）所収本。

申維翰『海游録』：『海行摠載』第一卷（民族文化推進會、1975年）所収本。

鄭後僑『扶桑紀行』：京都大学図書館蔵本。

金滄『扶桑録』：『総合文化研究所紀要』第六卷（同志社女子大学総合文化研究所、1989年）所収本。

27) 鄭後僑は、芳洲をはじめ日本の文人たちと詩文を唱和するとともに、日本の学風に関しても感想を述べている。しかし彼は芳洲に関しては8件の記事を残しているにもかかわらず、白石に関しては何も記していない。

まず、正使洪致中は前回の通信使における国書改作論争に関し、林家と白石が対立した経緯を説明した後、「林信篤は年老いているが純粹謹嚴で和平を主張しており、白石とは違うように見受けられる²⁸⁾」と述べ、白石に対する拒否感を婉曲に表明している。一方、従事軍官金滄は、製述官申維翰と筆談を交えた雨森芳州について紹介しているが、白石については芳州の同門としてしか言及していない²⁹⁾。洪致中も金滄も白石を一応認識はしていたが、林信篤や雨森芳州を説明するための周辺の人物として扱っていることになる。

一方、申維翰は、18世紀初頭の日本社会を網羅した観察記録として評価される『海游録³⁰⁾』の「附聞見雜録」で白石についてこう記録している。

源家宣。爲關白時。稍解文。嘗於私邸。與源璵遊學。故擢用源璵。參決國政。源璵者。才足以識古文。爲詩頗有聲響。有白石集行于世。……木順庵名貞幹。博學修行。源璵雨森東輩。皆其門弟也。……聞源璵者本以微品。爲家宣所寵。官至筑後守。挾其才華。變更制度。辛卯回書。犯諱爭執。時源璵主事。林信篤者。不能矯其非。凡所主張。多執異議。宗室大臣。皆怨之。今關白入承之後。卽黜源璵。親近信篤。故璵之黨友。一時廢錮。不敢與於儒官酬唱之席。雨森東以璵之同學。尚在絶島記室。嘗曰。白石公若至今秉權。吾輩亦有彈冠之望云云。

（源家宣〔徳川家宣〕が関白であった時は少し文章がわかった。かつて私邸で白石とともに学問を修めたため源璵〔白石〕を抜擢し国政の意思決定に参加させた。源璵という人物は古文を十分理解できる才能をもち、作詩もすこぶる評判が高く、『白石集』が世に行われている。……木順庵〔木下順庵〕は名を貞幹といい、博学で徳行を修めたが、源璵と雨森東〔雨森芳洲〕らはみなその門弟である。……聞るところによると、源璵は微門出身だったが、家宣の寵愛を受けて筑後守まで出世し、自分の才能にまかせて制度を変更した。辛卯通信使の際、日本側の回答書に朝鮮国王の諱を犯したことにより争論が起こると、もっぱら源璵がこの問題を主導した。林信篤〔鳳岡〕はその過ちを矯正することができなかった。およそ源璵が主張することに対しては異議が多く、宗室大臣みなこれを怨んだ。現在の関白〔吉宗〕が江戸に入って將軍職を継いだ後、すぐさま源璵を退けて信篤を親しく近づけるようになった。その故、源璵の仲間は一時、官途をふさがれ、儒官や交際の席にあずかることができなくなった。雨森東は源璵の同門であったため、今もなお対馬の記室である。かつていうには、「もし白石公が今まで権力を握っていたなら、我らにもまた出仕の希望があったかもしれない」と。）

このように、申維翰は白石が国政に参加するまでの経緯と文人としての才能、その師弟関係、林鳳岡

28) 『海槎日録』「10月/初三日」に「辛卯國書争詰之時。林則多主從便改措之論而無權。故不能見舊。卽今两家門生便成黨論每事不相合。而林則見其爲人。年老淳謹議主和平。似與源璵不同矣」とある。

29) 『扶桑録』「六月三十日辛未」の条に「島主又請製述官。故進去則使雨森東。出待於外廳。以筆談。酬酢以還。雨森東。號稱芳洲。而與白石源璵。同爲受學於木順菴。能文能詩。且通漢語及朝鮮語。主張島中文書。便是島主記室。一島稱以院長者也。且有兩子。能文端雅矣」とある。

30) 姜在彦『조선통신사의 일본 견문록 (朝鮮通信使の日本見聞録)』（한길사, 2005年）252頁を参照。

との対立、徳川吉宗が襲職してからの状況という事柄に絞って記録を残しており、事実関係においてもかなり正確な情報を記している。申維翰は洪致中や金滄と違って、白石の文人としての才能にも十分注目している。特に白石の漢詩については「肅廟四十四年戊戌正月 □□日³¹⁾」において描写されるように、これをかなり高く評価していた。

以上、1719年己亥・享保通信使の記録をめぐって考察した。1719年はまだ前回の聘礼改変をめぐる論争の余波が残っており、白石はその事件を引き起こした主たる原因として取り上げられている。わずか8年しか過ぎていないが、白石はすでに回顧の対象となっており、白石を訪ねてわざわざ面会したという記事も見あたらない。

2. 1748年戊辰・寛延通信使の記録

1748年の戊辰・寛延通信使行は、第九代将軍徳川家重の将軍襲職を祝賀するため日本にやってきた。この時、従事官として来日した曹命采は、毎日の日程や感想などをまとめた『奉使日本時間見録』の中で2ヶ所白石に言及している。

著者	生没年	著作名	記事件数	備考
曹命采	1700-1764	『奉使日本時間見録』	2	従事官

その記事は次のとおりである。

- ・島中有雨森東者。號芳浦。能詩文。善解三國之語。與白石源璵爲同門生。曾在關白家宣之時。源璵得志。而與森東慨然有變俗之意。高驚一世。自許以國中豪。及源璵敗。森東歸于故郷。落拓不遇……³²⁾。

(対馬に雨森東なる人物がおり、号を芳浦という。詩文に秀で、三国〔日中韓〕の言葉を善く解した。白石源璵〔新井白石〕と同門生だった。かつて関白家宣の時、源璵が出世し、雨森東とともに慨然として風俗を変える志を持った。時代を高邁に過ごし、一国の豪傑と自負した。源璵が敗れるに至って、雨森東は故郷に帰り、不遇な状態に陥った。……)

- ・富士一岳。即國中之祖宗名山也。氣之所毓。必有奇傑者生。而以文學詩律翹楚其中者。不過如白石源璵。伊藤惟禎輩若而人而已。此外雖有某某所稱。俱無足可記。惟舜首坐爲號者(姓藤原名肅。又號惺窩)。以播摩細川之人。聰明好文。倡明性理之學。性且峭剛。於人無許可。……³³⁾

(富士山は国中の祖宗となる名山である。気の育つところには必ず豪傑が生まれる。しかし文学と詩律に優れる者は白石源璵〔新井白石〕と伊藤惟禎〔伊藤仁斎〕ら数人に過ぎない。これ以外に某某の称える人もいるが、記録に値する者ではない。ただ舜首坐〔藤原惺窩〕と呼ばれる

31) 注22参照。

32) 『奉使日本時間見録』「聞見総録/對馬島」。

33) 『奉使日本時間見録』「聞見総録/総論」。

人物は（姓は藤原、名は肅。また惺窩と号す）、播磨細川の出身で、聡明で学問を好み、性理学を提唱した。天性は気高く剛直で、人をむかみに認めることはしなかった。）

曹命采も前回の使臣たちと同様、わりあい淡々と白石に言及している。しかし、事実とは異なる部分が時折り見られる。実際、芳州は白石が失脚した後にも真文役を引き受け、1719年己亥・享保通信使の応接を担当しており、1719年の使行録だけでも51件の記事に登場している。

また、曹命采の記録を見ると、白石の政治家としての面より、むしろ文人としての面が注目されている。かつて白石に言及する際必ずと言っていいほど触れられた聘礼改変事件の記事が見えなくなったのもそれを物語っている。このように、白石に対する朝鮮側の認識は、時間を経るにつれて政治家としてのイメージは弱くなる一方で、文人としての白石に興味を持たれるようになってくる。

3. 1763年癸未・宝暦通信使の記録

1763年、幕府の十代将軍徳川家治の将軍襲職を祝賀するため、正使趙暉、副使李仁培、従事官金相翊をはじめとする癸未・宝暦通信使が来日した。次回の1811年辛未・文化通信使の場合は「易地聘礼」により対馬で国書を交換しているため、江戸を往来した使臣団としてはこの癸未・宝暦通信使が最後となる。

著者	生没年	著作名	記事件数	備考
趙 暉	1719-1777	『海槎日記』	2	正使
南 玉	1722-1770	『日観記』	3	製述官
元重挙	1719-1790	『和国志』	3	書記
成大中	1732-1809	『日本録』	3	書記
		『青城雜記』	1	

癸未・宝暦通信使の使行録は、中人階層の活発な著作活動に伴い、正使趙暉の『海槎日記』を含めて合計10種という膨大な量にのぼっている³⁴⁾。そのうちで白石に言及した記録は、正使趙暉の『海槎日記』に2件、製述官南玉の『日観記』に3件、書記元重挙の『和国志』に3件、書記成大中の『日本録』に3件、『青城雜記』に1件、合計12件が見出される。

癸未通信使の正使として来日した趙暉は日本の社会や事物に対する関心が深かった。実際、対馬からサツマイモの種子と水車を導入するのみならず、対馬および日本の地図を手に入れて模写するなど、当時の日本を積極的に観察した人物であった³⁵⁾。

趙暉は日本における朱子学の由来に関しても次のような記録を残している。

34) 正使趙暉の『海槎日記』、製述官南玉の『日観記』、書記成大中の『日本録』、元重挙の『和国志』・『乗槎録』、金仁謙の『日東壯遊歌』、漢学通事呉大齡の『東槎日記』、通事李彦瑱の『松穆館燼餘稿』（「日本途中所見」）、軍官関恵洙『槎録』、作者未詳の『癸未随槎録』の10種。

35) 李成厚「조엄과 김인겸의 대일관 연구（趙暉と金仁謙の對日觀研究）」（『論文集』7集、金烏工科大学校、1986年）。

我朝人姜睡隱沆。被拘四年。其時有僧舜首座者。相與從遊。始開文教。舜首座俗名藤斂夫號惺窩。其弟子宋昌山。昌山弟子有木貞幹號順菴者。多有教訓。其弟子鳩巢者。以理學名。源璵號白石。雨森東號芳洲者。皆能文。而貞幹不剃髮不火葬。欲從華制。見放而死。源璵遵其師說。又欲變國俗。亦廢死³⁶⁾。

(我が王朝の睡隱姜沆は4年間日本に抑留された。その時、舜首座という僧と交友して初めて文教(朱子学)を開いた。舜首座は、俗名を藤斂夫、号を惺窩といい、その弟子に宋昌山〔松昌三、松永尺五〕がいる。昌山の弟子には、木貞幹〔木下順庵〕という者がいた。彼は号を順菴といい、多くの教を残した。その弟子である鳩巢〔室鳩巢〕という者は、理学をもって名を知られた。源璵、号は白石、雨森東、号は芳洲は、ともに文章に優れていた。師である貞幹は剃髮や火葬を行わず、中華の制度に従おうとした。そのため追放されて死んだ。その後、源璵も師に従って風俗を変えようとしたが、また廃されて死んだ。)

趙曦は、姜沆に始まる日本の朱子学の流れを紹介し、白石と芳洲を優れた学者として評価している。この記録にもいくらか誤りが見え、特に木下順庵が剃髮や火葬を行わなかったため追放されたというのは土佐の野中兼山と混同しているのではないかと思われる。しかし、このような誤謬は大部分の使行録に多少なりとも見られるもので、ここではむしろ日本の朱子学史を客観的に叙述しようとする態度に注意したい。

書記元重挙の『和国志』は、他の使行録が日記形式をとり、主に個人的見聞を整理しているのに対し、見聞とともに日本文化に関する総合的な資料収集を試みている。元重挙は、いわゆる北学派実学者たちと緊密な交流を行ったため、『和国志』は彼ら北学派実学者らの日本観形成に直接影響を与えたといっても過言ではない。実際、元重挙の記録は様々な実学者らの書物に引用されている³⁷⁾。

1719年、1748年を経て少なくなった聘礼改変の記事は、1763年の場合、かなり詳しい記述とともに、白石批判の根拠として用いられている。特に元重挙は「武州本末」³⁸⁾と「学問之人」³⁹⁾の条で、白石を「軽挙妄動で傲慢な人であったため、周囲から怨みをかき、不幸な晩年を過ごした」政治家として描写している。また「我朝通信」の条では、聘礼改変について次のように述べている。

時源璵者。貴寵用事。職爲太學頭。專管交隣辭令。源璵因言語發怒。隨事欠敬。使臣不得居已先以狀馳啓。朝廷乃改光爲克以遣之。使臣留馬島受答而回。時家宣獻食邑於倭皇。倭皇悅使復稱王。

36) 『海槎日記』「六月/十八日戊戌」。

37) 元重挙著・朴在錦訳『和国志』(소명출판、2006年)、7～13頁参照。

38) 『和国志』「武州本末」に「源璵以文學。進于家宣。致位執政。勸家宣請于倭皇。受王號。欲變服色。改官名一遵華制。然璵矜傲自用性實狠愎。又作事無漸。在職者咸不悅。遂搆璵欲殺之。宣堇得減其律。止於流刑。國中有職者咸惜。璵輕脫妄率。遽失有爲之機云」という。

39) 『和国志』「学問之人」に「林信篤與源璵。分門相角。而信篤。溫厚愛人。璵。剛愎自用。欲奪林氏之權。而自主文事多所變亂。終以此敗。如辛卯返翰時。改書式事。及我國通彼文字中使諱康光綱等字是也。大抵。木之徒。挾才而少德。若言學問則。林與木俱未也。但林重厚謹畏。所以能永其後也」という。

故國書中改大君爲王。日本答書亦稱国王。……⁴⁰⁾

（当時、源璵〔新井白石〕という者が、寵愛を受けて権勢をふるった。官職は太学頭になり、交隣の法令をもっぱら担当した。源璵は言語のこと（国諱事件）で怒りを発し、事ごとに不敬な態度を示した。使臣たちはやむをえず先に状啓をもって朝廷に急ぎ報告した。すると朝鮮の朝廷は「光」の字を「克」に直してそれを送った。使臣たちは対馬にとどまり、回答書ももらって帰国した。この時、家宣は倭皇に領地を献上したところ、倭皇は喜んで再び「王」号を使うよう命じた。そのため、国書の中の「大君」という称号を「王」に改めた。日本の答書でもまた国王と称した。……）

元重挙の記録は、当時の国諱事件や王号問題の経緯を簡潔にまとめた内容であるにもかかわらず、白石への批判的視点が目立っている。この記録はこれまでとりあげた記録とは違い、白石に焦点化した叙述を行っているという特徴があり、強硬な政治家としてのイメージが強調されている。文人としての評価が見えないことも注意される。

1682年壬戌・天和通信使の製述官成琬の子孫である成大中は、1763年癸未・宝暦通信使の書記として派遣され、『青城雜記』の「醒言」で白石の生涯について次のように記している。

日本源璵。號白石。幼以神童稱。與源家宣。學於木貞幹。我曾伯祖翠虛公。入日本。璵贊詩而謁。翠虛序其卷。許之以太白之才。於是。璵名喧國中。關白遂倣太白金鑾殿故事召焉。然日本官。並世襲。而璵源氏庶也。官則未有以階也。及家宣入爲關白。不次用璵。置諸帷幄。璵雖才藝絶人。然暴升專權。衆皆嫉之。林道春始爲日本文職。子孫世執其柄。一國文士。盡出其門。而亦失柄於璵。莫之亢也。趙泰億奉使入日本。璵儻焉。與之筆談。泰億亦遜其敏。談間。適中其忌。怒而去。遂爲使事梗。我國書契。偶犯源諱。璵乃故犯我諱以相當。泰億爭之。則出我書契以抵之。仍迫之行。泰億遂以辱國抵罪。家宣死。璵亦廢斥終身。林氏復專文柄。然璵之徒。並才子也。至今推璵爲宗。誦之不衰。其集之至於我。李槎川秉淵。亦愛其唐調。而嘗效之。⁴¹⁾

（日本の源璵は、白石と号する。幼少のころから神童と称され、源家宣〔徳川家宣〕とともに木貞幹〔木下順庵〕の門で学んだ。わが曾伯祖父の翠虚公〔成琬〕が日本に行った時、源璵が詩文（『陶情集』）を持って尋ねてきた。翠虚公はその本の序文を書き、李太白ほどの才能があると認めた。かくして源璵の名は国内に知られるようになり、関白は李太白の金鑾殿の故事にならって彼を招聘した。しかし、日本の官職はすべて世襲であり、しかも源璵は源氏の庶子であったため官を昇ることはできなかった。源家宣が関白になるに及んで源璵を特進させ幕府内に置いた。源璵は並はずれた才能の持ち主ではあったが、にわか高い地位に上がり権力をふるったため、周囲の者はみなこれを憎んだ。林道春〔林羅山〕が初めて日本の文教政策を担って以来、子孫が代々その職掌を握り、全国の文士はすべてその門から輩出していたが、これまた源璵に権力を奪われ、

40) 元重挙『和国志』「我朝通信」。

41) 成大中『青城雜記』「醒言」。

対抗することができなかった。趙泰億（1711年辛卯・正徳通信使の正使）が使臣として日本に行った際、源璵はこれに応接し、筆談を交わした。趙泰億も彼の才能にはかなわなかった。ところが、筆談のさなか、たまたま忌避に触れると、源璵は怒って帰ってしまったので、使臣の任務に支障をきたすことになった。たまたまわが国の書契（国書）が源氏の諱字を犯すと、源璵はなんと故意に朝鮮側の諱字を犯してこれに対抗した。趙泰億がそれに抗議すると、源璵は朝鮮側の書契を取り出して抵抗し、朝鮮側を圧迫した。こうして趙泰億は帰国後、国を辱めたという理由で処罰された。家宣が死ぬと源璵も失脚して生涯を終え、林氏が再び文教政策を独占するようになった。しかし源璵の弟子たちはみな才能ある人物で、今に至るまで源璵を宗主として尊び、その文章を誦読するのをやめない。源璵の文集がわが国に伝わると、槎川李秉淵も源璵の詩に唐詩の格調があることを愛で、それに倣って詩作したこともある。）

日本国内に名を知られるきっかけになった成琬との出会い⁴²⁾、辛卯・正徳の際の応接と国諱問題、失脚後の状況など、この記事は白石の人生を朝鮮との接点に注目しつつ再構成している。なかでも白石の死後、朝鮮でその詩文が読まれていることを伝え、詩人としての力量が強調されている点は、18世紀後半、日本の文化に対する朝鮮知識人の認識の変化を物語っているように思われる。また成大中のこの記事は、朝鮮側が書き残した白石関係史料のうち、その生涯を最も詳しく描写したものの一つとなっている。

以上、1763年癸未・宝暦通信使の記録をめぐって考察した。全体的な特徴として、白石のことがまとも記事としてとりあげられるようになった点、聘礼改変への言及が再び見られるようになった点が挙げられる。記録者による傾向の差もあるが、詩人としての白石を評価する一方、聘礼改変をめぐって白石を批判する傾向も強くなる。朝鮮外交において強硬な態度を示した専横な政治家というイメージはこの頃にはすでに定着していたようである。

四 一般文人の記録

白石に関する記録は、使行録以外にも18世紀後半から19世紀初頭にかけて編纂された文集や類書から見出すことができる。特に、日本を訪問したことのない人物の記録は、当時、朝鮮の知識人が使行録から何を読み取ったか、一般に白石がどのような人物としてとらえられていたのかを示すものとして貴重である。

著者	生没年	著作名	著作の分類	記事件数
李徳懋	1741-1793	『青荘館全書』	文集	2
成海応	1760-1839	『研経齋全集』	文集	2
李圭景	1788- ?	『五洲衍文長箋散稿』	類書	1

42) このことの経緯は新井白石『折りたく柴の記』上（松村明校注、岩波文庫、1999年）71～72頁に詳しい。

朝鮮後期の実学者として知られる李徳懋は、代表的な北学派実学者である朴趾源や洪大容と交わり、早くから日本や中国、西洋に深い関心を示した人物である。このような関心は『青莊館全書』の中の豊かな日本情報として現れており、その範囲は日本の政治、学問、法律、経済など、社会全般に広がっている。

文學則新井白石（即源璵新井氏）。木下菊潭。高天漪。三宅觀瀾（名緝明）。桂義樹。伊藤蘭隅（名玄堅）。雨森伯陽（名東）。祇園紹卿。築田景鸞。服子遷（名元喬）。平子和（名玄中）。宇三平。星野小平太等諸君。皆以文章名于海内者。⁴³⁾

（文学では、新井白石（すなわち源璵新井氏）、木下菊潭、高天漪、三宅觀瀾（名は緝明）、桂義樹、伊藤蘭隅（名は玄堅）、雨森伯陽（名は東）、祇園紹卿、築田景鸞、服子遷（名は元喬）、平子和（名は玄中）、宇三平、星野小平太などの諸君は、みな文章をもって全国に名を馳せている者である。）

これは日本を代表する文人たちを分野別に分けて紹介した記事の一部で、白石は「文学」に分類されている。ここに名前が挙げられている人物は、日本国内でもその実力を認められている人材であると言えるが、その中で白石の名が最初に挙げられていることから、日本の学問における白石の位置づけがわかる。李徳懋はまた次のように記している。

時源璵。以文學進。致位執政。勸家宣請于倭皇。受王號。變服色。遵華制。不見用而竄死。……木貞榦。號順菴。博學能詩。門人鳩巢。以理學名。源璵。號白石。雨森東。號芳洲。貞榦。欲變國俗。不剃髮。不火葬。從華制。言不行而流放以死。源璵。有才膚淺。遵師說而矜己傲物。亦見廢以死。雨森東。亦失所悒悒。終於馬州記室。林信篤與源璵。分門相角。信篤。溫厚愛人。璵。剛愎自用。欲奪林氏之權。由此而敗。⁴⁴⁾

（当時、源璵〔白石〕は文学により出仕し、執政にまで昇りつめた。家宣に、倭皇に対して王号を受け、服飾を変え、中華の制度に従うよう要請すべく勧めたが、採用されず不遇な死を遂げた。……木貞榦〔木下順庵〕は、号は順庵。博学で詩をよくした。門人の鳩巢〔室鳩巢〕は理学で名を知られた。源璵、号は白石であり、雨森東、号は芳洲である。貞榦は風俗を変え、剃髪や火葬を行わず、中華の制度に従おうとしたが、建議は採用されず、追放されて死んだ。源璵は、才能はあるが浅薄で、師の説に従いつつもおのれを誇り、傲慢で、これまた廢されて死んだ。雨森東もまた居場所を失い、鬱々として対馬の記室として終わった。林信篤と源璵は門派を分かって互いに対立した。信篤は温厚で人を愛したが、源璵は頑固で他人の意見を受け入れず、林家の職権を奪おうとしたが、そうした理由で敗れてしまった。）

43) 李徳懋『青莊館全書』「益業記5/日本文献」。

44) 『青莊館全書』「蜻蛉國志1/人物」。

この記事では白石を権力闘争の中で生き、敗れた人物として描写しており、きわめて単純化された白石像になっている。雨森芳洲についても同様に「居場所を失い、鬱々として対馬の記室として終わった」で済ませている。このような人物のとらえ方には朝鮮王朝における士人間の激烈な権力闘争が反映していると思われるが、いずれにしても、李徳懋の記事はこれまで通信使の記録にもとづき、しかも政治家白石の「負の側面」をひどく強調したものとなっているのが印象的である。

なお、1763年の癸未・宝暦通信使書記の成大中の子である成海応は、成大中の死後、「翠虚公墓誌⁴⁵⁾」と「成氏世譜 下⁴⁶⁾」を著した。成大中を称える文書であるため、内容はもっぱら通信使としての行跡に集中している。そこでは日本の優れた文人として白石と芳州の二人だけをとりあげ、「傑才の士」として高く評価している。

おわりに

本稿では著者の日本訪問経験の有無や、白石に直接会った経験の有無により関係資料を分類したうえで、それぞれの記述内容を考察した。朝鮮後期知識人の白石認識はおおむね次のようにまとめられるであろう。

まず、1711年の辛卯・正徳通信使の記録で注意されるのは、国諱問題の発生を起点に白石への評価が大きく変わることである。それまでは白石の詩文を称賛していた彼らは諸聘礼改変問題、とりわけ国諱事件をきっかけとして政治家白石の強引な要求に困惑するようになる。もちろん、帰国の途次、彼らは白石との詩文応酬を回想して『江漢筆録』を編んでいることからすると、詩人白石に対する敬意は失われていなかったが、この時の外交問題は、三使臣が帰国後に朝廷から処罰されたこともあり、その後、政治家としての白石像を方向づけるものとなった。

徳川吉宗の將軍襲職により白石は政治の舞台から退くため、その後の通信使が白石に面会する機会はなかった。1719年の己亥・享保通信使は、前回からわずか8年しか過ぎていないが、白石に関する記録は少なく、内容も聘礼改変を記す中で簡単に言及される程度にすぎない。これは白石が当事者ではなかったことからして当然のことといえようが、前回の通信使がこうむった苦い経験により、白石を想起するのを意図的に避けたためでもあったと思われる。ついで1748年の戊辰・寛延通信使になると聘礼改変事件に関する記録が見えなくなり、文人としての一面が再度強調されるようになる。そして最後の1763年癸未・宝暦通信使の際には、白石の事跡が改めてとりあげられ、聘礼改変をめぐる記述が増えるとともに、政治家としての白石像を批判する筆致が目立つようになっている。

一方、訪日経験のない文人たちは、もっぱら通信使の使行録によって記述しているためであろう、白石を文章に優れた人物として評価しつつも、政治家としての白石に対する批判的感情は弱まっていない。

45) 『研經齋全集』巻10の「翠虚公墓誌」に「源瑛，雨森東。倭之所稱秀傑才士也。歎慕公彌深。嘗從信使問公在否。座中人曰今歲已千古人矣。瑛曰僕得海外之交。吊墓中之人。可憫也已。有子乎。曰有二子。瑛曰公歸國之日。以僕一慟達其子。雨森東尤重公。編東榎酬唱錄」とある。

46) 『研經齋全集』巻48の「成氏世譜 下」に「肅宗壬戌。倭人請信使。金公錫胄聞公名。即白上充白衣製述官以行。及爲倭人作詩。倭人皆驚其神速。源瑛雨森東其傑也。歎慕公彌深」とある。

もちろん、記録者の性格や関心の違いにより記事内容に個人差があることは考慮すべきであるが、朝鮮の国情を無視した「強硬な政治家」というイメージ自体は朝鮮後期知識人の脳裏にずっとつきまとっている。

聘礼改変問題は朝鮮と日本の外交問題として朝鮮知識人側に長く記憶され、それが白石の負のイメージを決定づけた。しかし、それにもかかわらず、彼らは詩人としての白石の力量は認めざるをえなかった。いわばアンビバレントな評価が同居しているわけであるが、そのような白石像が形成される過程は決して単純ではなく、本稿で跡づけたような歴史的経過を経て朝鮮知識人の中に定着したことに注意すべきであろう。

